

# 宿泊約款

春茂登ホテルグループ共通

(ホテル春茂登・ホテル清晃苑・日光東観荘・日光千姫物語)

## (適用範囲)

- 第 1 条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとし、
- 2 当館が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## (宿泊契約の申込み)

- 第 2 条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名 人員、性別、住所、連絡先
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

- 第 3 条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残高があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までに、お支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

- 第 5 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を越える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (10) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
  - (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊されることができないとき。
  - (12) 栃木県旅館業法施行条例第 11 条（第 1、第 2 号）の規定する場合に該当するとき。

## (宿泊客の契約解除権)

- 第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができません。
- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合によっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## (当館の契約解除権)

- 第 7 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 第 5 条(3)から(12)までに該当することとなったとき。
  - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 栃木県旅館業法施行条例第 11 条（第 1、第 2 号）の規定する場合に該当するとき。
  - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## (宿泊の登録)

- 第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業・連絡先
  - (2) 外国人によっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項。
- 2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、デビットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## (客室の使用時間)

- 第 9 条 宿泊客が当館の各室を使用できる時間は、午後 2 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 30%（室料金の 3 分の 1）
  - (2) 超過 6 時間までは、室料相当額の 50%（室料金の 2 分の 1）
  - (3) 超過 6 時間以上は、室料相当額の 100%（室料金の全額）
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70% とします。

## (利用規則の遵守)

- 第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：午前6:00～午前1:00
イ 門限 ホテル春茂登 午後10時00分
ホテル清晃苑 午後11時00分
日光東観荘 午後11時00分
日光千姫物語 午前1時00分
ロ フロントサービス 午前0時00分
ハ エクスチェンジサービス 午後10時00分
(2) 飲食等(施設)サービス時間 午前7:00～午後10:00
イ 朝食 午前7時00分～午前9時30分
ロ 昼食 午前11時00分～午後2時00分
ハ 夕食 午後5時00分～午後10時00分
ニ その他の飲食等 午前7:00分～午後10:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、デビットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行なういただきます。
3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2 当館は、消防機関に「防火対象物点検結果報告書」を提出しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一もしくは、それ以上の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の名告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は50万円を限度としてその損害を賠償します。
2 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、30万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合によって前条第1項の規定に、前項の場合によっては同条第2項の規定に準ずるものとし、ます。

(駐車場の責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を破ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

Table with 2 columns: 宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額 (Total amount to be paid by guest) and 内 容 (Content). Rows include: 宿泊料金 (Basic accommodation fee), 追加料金 (Additional charges), and 税金 (Taxes).

- 備考 1. 基本宿泊料は掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準ずる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、をいただきます。
※子供の寝具のみ提供したとき
ホテル春茂登 宿泊料金の30%
ホテル清晃苑 3,150円
日光東観荘 2,100円
日光千姫物語 3,150円
※寝具及び食事を提供しない幼児
ホテル春茂登 無料
ホテル清晃苑 無料
日光東観荘 無料
日光千姫物語 2,100円

別表第 2 違約金(第6条第2項関係)

Table showing cancellation rates for different notice periods. Columns: 契約申込人数 (Contract application number), 契約解除の通知を受けた日 (Date of notice), and days from 1 day before to 30 days before.

- (注) 1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいたしません。

(大浴場のご利用規則)

第 19 条 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされている方のご入浴はご遠慮下さい。
2 過度の飲酒をされている方のご利用はご遠慮下さい。
3 飲酒後のサウナのご利用はご遠慮下さい。
4 深夜のお一人様でのご入浴はご遠慮下さい。

# ホテル施設利用規則

春茂登ホテルグループ共通

(ホテル春茂登・ホテル清晃苑・日光東観荘・日光千姫物語)

春茂登ホテルグループ ホテル春茂登、ホテル清晃苑、日光東観荘、日光千姫物語（以下「当ホテル」と称します。）では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくために、次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない場合は、当ホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げますので、予めご承知おきください。

## 1 適用範囲

当ホテルの全施設（宿泊施設、宴会施設、レストラン、バー、クローク、ロビー、エステ、整体施設、車寄せ、駐車場、敷地等すべてを含みます。以下総称して「当ホテル内施設」といいます。）ご利用の来館者に適用させていただきます。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款、宴会・催事規約を適用させていただきます。

## 2 反社会的勢力等の施設利用の禁止に関すること

次に掲げる組織、個人については、当ホテル内施設のご利用をお断りいたします。又、予約成立後、あるいはご利用中といえども、その事実が判明した場合には、その時点以降、一切のご利用をお断りいたします。

- (1) お客様が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする。）またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (2) お客様が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体又は構成員であるとき。
- (3) お客様が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (4) お客様が、宿泊施設若しくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき、又は同様な行為を行なったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる事項以外の場合で、公衆に迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成14年栃木県条例第62号）で定める事由に該当する場合。
- (6) 下記5の「その他の禁止事項」について、当ホテルより注意を受けて直ちにその行為を止めなかった者。

## 3 その他禁止事項

- (1) 当ホテル内諸施設で賭博、又は風紀を乱すような行為。
- (2) 当ホテル内諸施設で他のお客様にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。
- (3) 著しく不潔な身体または服装により他のお客様にご迷惑を及ぼすおそれが認められること。
- (4) 当ホテルの許可なしに客室を宿泊及び飲食以外の目的に使用すること。
- (5) ホテル内に飲食物をお持ち込みになったり、外部から出前等をおとりになること。
- (6) 当ホテル内諸施設に、他のお客様のご迷惑になるものをお持ち込みになること。
  - ア 犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）
  - イ 発火又は引火しやすい火薬・揮発油類、危険性のある製品、悪臭を発する物、その他法令で所持を禁じられている物等
- (7) 当ホテル内諸施設の諸設備、諸備品に傷や異物をつけたり、当ホテルの許可なく他の場所へ移動させる等、現状を変更する行為。又、館外に持ち出したりする行為。
- (8) 当ホテル内諸施設で許可なく、広告、宣伝物の配布、掲示、物品の販売、勧誘、営業行為等、及びビラ等の配布、署名活動を行なうこと。
- (9) ホテル内で撮影された写真等を当ホテルの許可なく営業上の目的で公にすること。
- (10) 当館大浴場において刺青（ファッションタトゥーを含む）をされている方、過度の飲酒をされている方のご利用。
- (11) その他当ホテルが不相当と判断する行為。

## 4 当ホテル利用契約締結の拒否

次に掲げる各項目に該当する場合は、当ホテル内諸施設利用契約に応じません。

- (1) 前各号に掲げる事項及び公衆に迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成14年栃木県条例第62号）で定める事由に該当したとき。

附則 本規則は、平成22年7月1日より施行します。